

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月9日
【会社名】	キリンホールディングス株式会社
【英訳名】	Kirin Holdings Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 磯崎 功典
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03(6837)7015
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長 堀 伸彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03(6837)7015
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長 堀 伸彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2019年10月3日
【発行登録書の効力発生日】	2019年10月11日
【発行登録書の有効期限】	2021年10月10日
【発行登録番号】	1 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	250,000百万円 (250,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算 出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2020年11月9日(提出日)であります。
【提出理由】	2019年10月3日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一 部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要 とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を 追加するため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金10,000百万円を社債総額とするキリンホールディングス株式会社第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)(別称：キリンホールディングスグリーンボンド)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 1億円

発行価格 : 額面100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、投融資資金、運転資金、借入金返済資金、コマーシャル・ペーパー償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、投融資資金、運転資金、借入金返済資金、コマーシャル・ペーパー償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

本社債の手取金は、全額を工場におけるヒートポンプシステムの導入及び再生PET(ポリエチレンテレフタレート)樹脂の調達に関連する新規支出及びリファイナンスに充当する予定であります。なお、実際の充当期間までは、現金または現金同等物にて管理します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<キリンホールディングス株式会社第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>
グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注2)に則したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるサステナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオンを取得しております。

また、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の2020年度適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業(注3)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクスは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

(注1) 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2) 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

(注3) 「2020年度適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクト等に充当されるものであって、且つ、発行等時点において以下の全てを満たすものです。

- (1) グリーンボンド、グリーンローンの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行等時点において以下に該当すること。
サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下に該当し、且つ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと。
主に適応プロジェクト等に資する事業
・ 調達資金額の50%以上が適応プロジェクト等に充当されるまたはグリーンプロジェクト件数の50%以上が適応プロジェクト等であるもの
- (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインまたはグリーンローンガイドラインに準拠することについて、発行等までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ」ではないこと

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング)に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

グリーンボンドによる調達資金は、以下の適格クライテリアを満たす適格プロジェクトに関連する新規支出及びリファイナンスへ充当します。なお、リファイナンスの場合は、グリーンボンド発行から5年以内に実施した支出に限ります。

適格クライテリア

大項目	事業・プロジェクト	GBPプロジェクトカテゴリ
製品製造・販売	・工場におけるヒートポンプシステムの導入	・省エネルギー
	・再生PET樹脂の調達・設備投資	・汚染防止及び抑制 ・環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセス
再生可能エネルギー	・工場における太陽光設備の導入 ・再生可能エネルギーの調達	・再生可能エネルギー

除外クライテリア

グリーンボンドで調達された資金は下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・所在国の法令を遵守していない不正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- ・人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

当社の経理部及びCSV戦略部が上記「適格クライテリア」にて定めた適格事業を選定し、選定された適格事業の最終決定は財務戦略担当執行役員が行います。事業の適格性については、キリングroup環境ビジョン2050の達成への貢献性を総合的に評価しています。

3. 調達資金の管理

当社は、グリーンボンドの発行による手取金について、全額が償還されるまで、半期毎に当社の経理部が内部管理システムを用いて調達資金の充当状況を管理します。調達資金は発行から1年以内に適格プロジェクトに充当する予定であり、グリーンボンドの発行代わり金の全額が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理されます。

4. レポートニング

(1) 資金充当状況レポートニング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、プロジェクトについて機密性を考慮しつつ、調達資金の状況(プロジェクト名称、進捗状況を含むプロジェクトの概要、充当額及び未充当額)を年次でウェブサイト上に公表します。

また、長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合には、グリーンボンド発行時点における当該資産の経過年数、残存耐用年数及びリファイナンス額を開示します。

なお、調達資金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

(2) インパクト・レポート

当社は、グリーンボンドの償還までの間、以下の指標等を実務上可能な範囲で年次で当社ウェブサイトにてレポートします。

大項目	事業・プロジェクト	レポート事項
製品製造・販売	・工場におけるヒートポンプシステム導入	・GHG削減量(t)
	・再生PET樹脂の調達・設備投資	・リサイクルPET樹脂比率
再生可能エネルギー	・工場における太陽光設備の導入 ・再生可能エネルギーの調達	・GHG削減量(t)